

教育・保育施設をご利用の皆様へ

町田市子ども生活部保育・幼稚園課

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る保育所等の対応について

保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

改めまして、以下のことについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 園児の登園について

園児に以下の症状等があるときは、お預かりはできませんのでご了承ください。

- ・ 発熱があるとき
- ・ 解熱後 24 時間を経過していないとき（経過後も呼吸器症状が改善傾向とならない場合はお預かりできません。）
- ・ 発熱がなくても、咳や鼻汁などの風邪症状がある場合や、普段と違う様子が見られるとき（上記の場合は主治医に相談してください。主治医の診断により、ぜん息など呼吸器症状が感染症のものでない場合は登園可能です。）
- ・ 園児が PCR 検査等の結果、陽性となった場合または家庭内等で陽性者が発生し濃厚接触者と特定された場合は、保健所等から指示された療養・健康観察期間を終えるまで登園できません。

※保護者の皆様につきましても、体調がすぐれない場合の送迎はお控えください。

2 在籍園へのご連絡について

園児又は同居のご家族が濃厚接触者と特定された場合、PCR 検査を受ける場合、PCR 検査結果が判明した場合は、在籍園に必ずご連絡ください。

【お願い】

・市内教育・保育施設は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、日々の消毒や換気などの感染症対策や職員の健康管理の徹底等を行っております。

在園児の保護者の皆様につきましても、各施設の取組にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

・『在園のしおり』から一部抜粋

お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則として登園を控えていただくようご協力をお願いいたします。ただし、保護者やきょうだい等の体調不良時や在籍園の行事への参加等のため、必要に応じてお子さんをお預かりできる場合もありますので、在籍園にご相談ください。

3 登園自粛について

陽性が判明した園児のクラス（その他接触があった園児）の保護者に対し、登園の自粛をお願いしますが、保護者が仕事を休むことが出来ない等の理由で、保育が必要な場合は登園可能とします。

なお、登園を自粛された場合につきましては、3号児（0～2歳児クラス）の保育料は日割り計算し減額させていただきます。

4 その他

【参考】

厚生労働省 「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」から一部抜粋

個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課

電話：042-724-2137、2138